

## 資料4 今後の検討の進め方



# 自然環境保全基本方針における記載①

---

自然環境保全基本方針では、国土に存在する多様な自然について、地域(area)に着目して、(1)～(6)の保全の方針を定めている。

(1) 人為のほとんど加わっていない原生の自然地域、国を代表する傑出した自然景観、学術上、文化上特に価値の高い自然物等  
⇒厳正に保全を図る。

(2) 国土の自然のバランスを維持する上で重要な役割を果たす自然地域、優れた自然風景、野生動物の生息地、防災・減災に資する自然地域、さらに自然とのふれあいに適した自然地域等  
⇒適正に保護を図るとともに必要に応じて復元、整備に努力する。

# 自然環境保全基本方針における記載②

---

- (3) 自然の物質循環に生産力の基礎をおく農林水産業が営まれる地域  
⇒その環境保全能力を評価し、そこで育まれてきた文化の保全と一体となって、当該地域の健全な育成を図る。
  
- (4) 都市地域における樹林地、草地、水辺地などの自然地域  
⇒健全な都市構成上、都市環境上不可欠なものについて積極的に保護し、育成し、あるいは復元を図る。
  
- (5) 海洋  
⇒沿岸域から沖合域にかけて適正に保全を図る。

## 自然環境保全基本方針における記載③

---

(6) 民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域 (OECEM)

⇒民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することにより、広域的で強靱な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進する。

◆ どのような点を本検討の意義と捉えて進めていくべきか

# OECMの生物多様性保全上等の意義①

---

1. 民間による取組への新たな価値の付与、保全の質を高めるツールの提供
  - 例えば、ESG投資の観点からの自然環境ビジネスやCSR活動等の認定・支援
2. 地域の土地利用に付随する生物多様性保全の推進
  - 例えば、地域で生物多様性保全に貢献している里地里山や文化的景観の生物多様性保全上の価値の明確化
3. 生態系ネットワークの見える化、保護地域のコネクティビティの強化
4. 土地利用に関連する各種施策における生物多様性保全との連携強化
5. 国の法律に基づかない自治体等独自の取組の促進

# OECEMの生物多様性保全上等の意義②

---

あわせて、次のような副次的な効果を期待できる。

6. 生物多様性保全に貢献する区域面積の確保  
(「ポスト2020生物多様性枠組」の数値目標達成に貢献)
  
7. OECEMの維持・管理を通じた関係者の交流、地域の活性化
  - 例えば、OECEMの管理手法に関する関係者間の情報交換

第1回検討会では、我が国でOECDに期待される生物多様性保全上等の意義について、委員の皆さまの意見を伺い、今後の検討の土台としたい。